

※本資料は、今後の当局（IASB・FASB・ASBJ等）の動向、方針、制度に対する弊社の見解を示す資料であり、その内容の正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。

金融庁が銀行法における開示等各種規制を改正、銀行グループのIFRS任意適用を可能に

第32号

Nov-2017

金融庁は「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等を2017年11月10日、公布及び施行した。当改正案は2017年8月18日に公表され、コメント募集を9月17日に終えていた。

金融庁は当改正により、銀行グループがIFRS等（コメントに対する回答では修正国際基準、米国会計基準も該当するとしている）を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもIFRS等に対応できるようになるとしている。具体的な改正対象は以下となっている（いずれも略称）。

- ・ 銀行法
- ・ 銀行法施行令
- ・ 銀行法施行規則
- ・ 自己資本比率規制（第3の柱）
- ・ 連結決算状況表

詳細は金融庁のホームページ等を参照ください。